

公 示 送 達 書

令和 年 月 日

下記の書類は当税務署 部門に保管していますので、来署の上受領  
してください。

税 務 署 長  
財 務 事 務 官



送達を受けるべき 法人又は源泉徴収 義務者	納 税 地	
	法 人 名 等 又 は 源 泉 徴 収 義 務 者 名	
	代 表 者 氏 名	

送達する書類の 名 称	
----------------	--

(注意)

国税通則法第14条第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過した  
ときに書類の送達があったものとみなされます。

# 公示送達書

## 1 使用目的

「公示送達書」は、国税通則法第 14 条の規定に基づいて、公示送達を行う場合に使用する。

## 2 作成部数等

この書類は、送達を受けるべき法人ごとに、かつ公示年月日の異なるごとに 2 部作成し、その 1 部を原義として、これに送付による送達があて先不明として返戻された書類ならびに法務局及び市町村役場等についての調査事績等を添付して決裁に回付する。

決裁終了後、他の 1 部を税務署の掲示場に掲示するため、総務課に回付する。

## 3 記載要領

項 目	内 容
令和 年 月 日	公示をした日を記載する。
当税務署 部門	空欄には、公示送達をする書類を保管している部門名を、例えば「法人課税第一部門」、「法人課税」、「調査」のように記載する。
送達する書類の 名 称	例えば、 イ 青色申告の承認の取消通知書…………… 1 通 自令和〇〇年〇月〇日 ロ 至令和〇〇年〇月〇日 事業年度分の「法人税額等の更正通知書」…………… 1 通 ハ 源泉所得税の加算税賦課決定通知書及び納税告知書…………… 1 通 ニ 更正決定等すべきと認められない旨の通知書…………… 1 通 のように記載する。

## 4 留意事項

### ○ 法人課税信託の名称の併記

法人税法第 2 条第 29 号の 2 に規定する法人課税信託の受託者がその法人課税信託について、国税に関する法律に基づき税務署長等が公示送達を行う場合には、公示送達書等の「法人名等又は源泉徴収義務者名」の欄には、受託者の法人名又は氏名のほか、その法人課税信託の名称を併せて記載する。